

国住指第18号
令和2年4月8日

各登録講習機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年2月27日付国住指第3988号）」により、4月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、5月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 建築士定期講習に係る登録講習機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年4月末まで、実施を控えていただきますようお願いしているところですが、本措置を5月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第22条の2に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いは柔軟に行うことを見直しており、また、二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼している点について、実施の見直しの検討にあたりご留意いただければと思います。

また、管理建築士講習に係る登録講習機関については、早期の建築士事務所の開

設を予定している等、特別の事情がある講習の受講予定者がいる場合を除き、本年4月末まで、講習の実施を控えていただくようお願いしているところですが、本措置を5月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。これまでと同様に、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者によく周知いただきますようお願い申し上げます。なお、講習を実施する場合においても、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いします。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方については、建築士関係団体等を通じて周知していますが、貴機関におかれましても、講習の受講予定者に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、6月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

2. 登録講習機関の業務の実施にあたっては、下記の点に留意ください。

電子申込又は郵送による申込の受付等を最大限活用するとともに、換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。

相当数の職員の出勤が困難となったことにより休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513